

24年度新入園児を募集します

東川町幼児センター



東川町幼児センター「ももんがの家」では24年度新規入園者を募集します。所定の申し込み用紙に必要事項を記入の上、期日までにお申し込みください。説明会は来年2月16日(木)の予定です。現在入園中のお子さんは手続き不要です(入園申込書は幼児センターで配布中です)。

〔募集期間〕

12月12日(月)から同月26日(月)午前8時半から午後6時まで(日・祭日は除く、定員に達しない場合は募集期間終了後も随時)。

〔必要書類〕

入園申込書、平成23年分所得税額(平成23年分源泉徴収票)または同年度町民税額を証明できる書類、その他必要な証明書(所得税額は確定後に後日提出)

〔申し込み・お問い合わせ〕

東川町幼児センター(西4号北8番地) ☎82-3400、Fax82-4660

〔募集区分〕

◆短時間型

- (1)入園資格 町内居住の幼児で満3歳から満5歳までの幼児
- (2)募集園児予定数 ▶3歳児36人(定員50人) ▶4歳児19人(同) ▶5歳児若干名(同)
- (3)保育年齢別の区分 ▶3歳児(平成20年4月2日から同21年4月1日まで生まれ) ▶4歳児(同19年4月2日から同20年4月1日まで生まれ) ▶5歳児(同18年4月2日から同19年4月1日まで生まれ)
- (4)保育内容・保育時間 ▶早朝保育(午前7時半～同9時(月～金)) ▶通常保育(午前9時～午後1時半(月～金)) ▶預かり保育①開園日(月～金)(イ)午後1時半～同4時(ロ)午後1時半～同5時②土曜・長期休み(イ)午前9時～午後1時半(ロ)午前9時～午後5時

◆長時間型

- (1)入園資格 就学前の児童で、保護者のいずれもが次の要件に該当し、保育することができないと認められる場合(保護者と別居している場合には乳幼児の面倒を見ている者) ①昼間に居宅外で労働することを常態である ②昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることが常態である ③妊娠中であるか、出産後間もない ④疾病や負傷した場合または精神や身体に障害がある ⑤長期にわたり疾病

の状態にあるかまたは精神や身体に障害のある同居の親族を常時介護している ⑥震災、風水害、火災、その他災害復旧に当たっている ⑦前項に類するものとして町長が特に認めたもの

- (2)募集園児予定数(11月1日現在) 全定員は120人で、年齢別定員は目安。0、1、2歳児の場合は、定員を超える場合には保育実施基準を元に選考し、優先順位をつけて入園決定する場合があります。
▶0歳児12人(定員12人) ▶1歳児同(同24人)
▶2歳児若干名(同30人) ▶3歳児同(同14人)
▶4歳児同(同18人) ▶5歳児同(同22人)
- (3)保育年齢別の区分 ▶0歳児(生後6カ月経過後の乳児) ▶1歳児(平成22年4月2日から同23年4月1日まで生まれ) ▶2歳児(平成21年4月2日から同22年4月1日まで生まれ) ▶3歳児(平成20年4月2日から同21年4月1日まで生まれ) ▶4歳児(平成19年4月2日から同20年4月1日まで生まれ) ▶5歳児(平成18年4月2日から同19年4月1日まで生まれ)
- (4)保育内容・保育時間 ▶通常保育(午前7時半～午後6時半) ▶延長保育(午後6時半～同7時) ▶障がい児保育(午前8時～午後4時) =保育に欠ける障がい児で、健常児とともに保育することが望ましく、集団保育が可能で日々通園できる特別児童扶養手当の支給対象児。入園判定委員の意見を聞くことになります。

=保育料=

◆短時間型

長時間型保育料を基本に保育日数と保育時間を考慮して定めます。

◆長時間型

国から示される保育所徴収基準額表を準用し、前年分(23年)所得税額、または前年度(同)町民税額、児童の年齢区分によって料金を定めています(本年度の保育料は国から示される保育所徴収金基準額表の95%以内、各階層区分を細分化して負担の軽減を図っています)。